

長野市消費者被害防止見守りネットワーク情報

その申込み、定期購入になっていませんか？

もう一度「最終確認画面」をチェック！

●通信販売での「定期購入」に関する相談が多く寄せられています。

＜事例 1＞インターネット広告を見てお試しのつもりでファンデーションを注文したところ、2 回目と 3 回目の商品も届いた。しかも 2 回目以降は高額な代金を請求された。解約手続きがうまくできない。どうしたらよいか。

＜事例 2＞SNS の広告を見てお試し価格の育毛剤を注文したところ定期購入となっていた。解約の電話をすると 5 回コースで、途中解約できないと言われた。納得できない。

【トラブルに遭わないためのポイント】

☞インターネット通販では、注文する前に販売サイトや「最終確認画面」の表示をよく確認しましょう。

☞画面をスクロールして契約条件を最後まで必ず確認してください。

☞注文直後に表示された「割引クーポン」等の利用時の際、契約内容が変更されることがあるので、再度しっかり確認しましょう。

☞SNS の広告は後になって確認できないので、契約条件が記載されている画面をスクリーンショットで保存しましょう。

※困ったときは、消費生活センターに相談しましょう

- ◆ 近所の高齢者の方に「声かけ」「見守り」を日頃から行い、消費者被害の未然防止と、被害に気づいていない人には、気づかせる機会を設けてください。

「自分は、大丈夫」と思っているあなた・・・騙されやすいタイプです。

～ 不安を感じたら迷わず電話 ～

- ◆ 長野市消費生活センター 224-5777
(消費者ホットライン 188)

【発行元】

長野市地域・市民生活部 市民窓口課
消費生活センター
〒380-0835
長野市大字南長野新田町 1485-1
長野市もんぜんぷら座 4 階
電話 026-224-5777
FAX 026-223-1818